資料1-1

## 大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案

## 〇議案

番号	名 称	概  要
第1号議案	大阪広域水道企業団水道事 業給水条例一部改正の件	<ul><li>○豊能水道事業の料金を改定する。</li><li>○市町村域水道事業の各事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い、所要の改正を行う。</li><li>○施行期日 令和5年4月1日</li></ul>
第2号議案	大阪広域水道企業団公告式 条例一部改正の件	<ul><li>○事務の効率化を図るため、規則等について公布の署名を要しないこととし、公布のための記名等について定める。</li><li>○規程の公表のための押印を要しないこととする。</li><li>○施行期日 公布の日</li></ul>
第3号議案	令和3年度大阪広域水道企 業団水道事業会計剰余金処 分の件	
第4号議案	令和3年度大阪広域水道企 業団工業用水道事業会計剰 余金処分の件	〇地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金4,031,782,249円のうち1,383,422,797円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。
第5号議案	令和4年度大阪広域水道企 業団水道事業会計補正予算 の件	
第6号議案	令和 4 年度大阪広域水道企 業団工業用水道事業会計補 正予算の件	<ul><li>○令和4年度の工業用水道事業会計予算について所要の 補正を行う。</li><li>・債務負担行為の追加</li></ul>

## 〇報告

番号	名 称	概  要
第1号報告	令和3年度大阪広域水道企 業団水道事業会計決算報告 の件	〇地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の水道 事業会計の決算について報告する。
第2号報告	令和3年度大阪広域水道企 業団工業用水道事業会計決 算報告の件	〇地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の工業用 水道事業会計の決算について報告する。
第3号報告	令和3年度決算に基づく資 金不足比率報告の件	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし ・経営健全化基準 20%
第4号報告	債権放棄報告の件	〇大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定 に基づき、令和3年度に放棄した債権について報告 する。

## 豊能水道事業に係る料金改定案について

資料1-2

豊能水道事業は、令和6年度に企業団と統合する能勢町水道事業と事業(会計)統合する予定であり、料金統一を前提とした料金改定案を検討(新料金への移行:豊能水道事業はR5.4月~、能勢町水道事業は統合時のR6.4月~)

## 1 料金改定案のポイント

## (1) 料金改定率

○ 令和5年度 15% (統合案:令和5年度 20%)※ 町からの繰入金の活用時期を前倒しし、料金改定率を抑制

## (2) 料金体系

○ **口径別料金体系を維持** (併用している用途別は廃止)

理由 ➤ 使用者の水道メーター口径の大小に応じて基本料金を設定することにより、数値根拠を明確にし、客観的公平性を確保する ため

※ 水道料金算定要領においても、用途別料金体系は経過的に存置しても良いが、口径別料金体系への変更が求められている。

## (3) 料金構造

〇 固定費を回収する<u>基本料金と、変動費を回収する従量料金の構成比率を適正な比率に変更</u>

理由 ➤ 従量料金に比重のかかった料金体系では、水量の減少に比して、料金収入の減少が大きくなるおそれがあるため ※ 基本料金と従量料金の構成比率は、 現状の26:74から料金改定案では39:61となる。

#### (4) 従量料金

〇 使用量が多くなるほど単価が高くなる<u>逓増制については維持</u>(逓増度は府内平均を下回る水準)

理由 ▶ 料金構造の変更に伴い、特に生活用水利用の使用者の負担増加を抑制するため ※ 逓増度が高くなると大口使用者が廃止した場合、経営への影響が大きいことから、逓増度は引き続き課題として認識

## (5) その他

- 両水道事業における改定率や、特に生活用水利用の使用者負担にも配慮し、料金改定案を検討
- 水量区分を調整(5 m以下の追加、最上位71m以上)し、メーター口径20mmのボリュームゾーン※における改定額及び率に配慮

※ 令和3年度調定件数の約9割(1か月当たりの使用水量5㎡~40㎡)

## 2 豊能・能勢水道事業(仮称)料金検討部会の開催状況

料金検討部会	議 題	主な意見
第1回 (R4.1.25 Web開催)	・豊能水道事業、能勢町水道事業の 現状と課題 ・水道料金の全国的な動向	・施設のダウンサイジングは経営の安定化につながるので、次回の投資計画 でしっかり説明してほしい。
第 2 回 (R4.3.28 能勢町役場開催)	・施設整備計画(投資計画) ・経営改善の取組み ・財政シミュレーション ・必要な料金水準の検討	・将来の府域一水道や料金の統一を見据えて、府内の料金差異が拡大しないよう、改定率はできる限り抑制していくべき。 ・両町からの統合に伴う繰入金は、料金値上げを抑制するという繰入目的に 鑑み、繰入年度に活用すべき。
第3回 (R4.5.25 豊能町役場開催)	・必要な料金水準の検討 ・料金体系の検討 ・加入金の検討	・今回の改定率については了承するが、地理的要因等により給水に係る費用 を料金収入で賄うことが単独では困難な場合には、企業団として高料金対 策を検討すべき。 ・基本水量の廃止等、料金体系の検討方針について了承。
第 4 回 (R4.7.27 Web開催)	・料金体系の検討 ・加入金	・会計統合を伴うため、2つの異なる料金表を1つにまとめる点で難しかったと思うが、バランスに配慮した今回の案で良いと思う。 ・高料金対策の検討については、積極的な取組みを求める。
第 5 回 (R4.9.29 豊能町役場開催)	・部会まとめ	

## 3 スケジュール

日 時	項 目	備考		
9月2日(金)	豊能町議会への説明			
9月17日(土)	住民説明会	西公民館		
10月7日(金)	経営・事業等評価委員会	報告書とりまとめ、意見具申		
10月24日(月)	首長会議			
11月4日(金)、15日(火)	企業団議会 議員全員協議会、定例会	豊能水道事業の料金改定に係る給水条例一部改 正議案提出		

<sup>※</sup> 能勢町水道事業の料金改定に係る町議会への説明、住民説明会については、能勢町と連携して実施。また、給水条例の一部改正については、能勢町議会において審議・議決

## 4 料金表 (現状と改定案)

		現状	改定案		
料金体系 用途別・口径別料金体系		料金体系  口径別料金体系			
料金構造 基本料金:従量料金=26:74		料金構造 基本料金:従量料金=39:61			
	従量料金	逓増制(逓増度3.7)	従量料金 逓増制 (逓増度2.7)		
	料金表(単位:円(税抜))			料金表(単位:円(税抜))	

用途	口径	基本料金		
	13mm	1,180円		
	20mm	1,180円		
	25mm	1,840円		
一般用	30mm	2,620円		
	40mm	4,720円		
	50mm	7,360円		
	75mm	16,520円		
公共用	一般用の1.5倍の額			
臨時用	一般用のとおり			

従量料金単価					
~10㎡···144円/㎡ 11㎡~20㎡···184円/㎡ 21㎡~30㎡···234円/㎡ 31㎡~40㎡···294円/㎡ 41㎡~70㎡···364円/㎡ 71㎡~100㎡···444円/㎡ 101㎡~···534円/㎡					
一般用のとおり					
824円/m³					

口径	基本料金
13mm	1,255円
20mm	1,830円
25mm	3,180円
30mm	4,650円
40mm	8,440円
50mm	13,610円
75mm	32,210円

従量料金単価
~5 m・・・130円/m³
6 m²~10m³···160円/m³
11㎡~20㎡···180円/㎡
21㎡~30㎡・・・250円/㎡
31㎡~40㎡・・・310円/㎡
41㎡~70㎡・・・340円/㎡
71㎡~···350円/㎡

## 【メーター口径20mm(一般用)での新旧料金比較】

1か月当たりの使用水量10㎡の水道料金(税抜)

現行	改定後			
2,620円	3,280円 (+660円)			

## 1か月当たりの使用水量20㎡の水道料金(税抜)

現行	改定後			
4,460円	5,080円 (+620円)			

## 【参考】能勢町水道事業

- (1) **料金改定率 令和 6 年度 12.8%** (統合案: 令和 6 年度 19%)
- (2) 料金体系 基本水量を廃止

## 料金表 (現状と改定案)

現状				改定案					
料金体系	口径別粉	料金体系			料金体系  口径別料金体系				
料金構造	基本料金	金:従量料金	金=44:56		料金構造 基本料金:従量料金=39:61				
従量料金	逓増制	(逓増度1.3	()		従量料金 逓増制 (逓増度2.7)			2.7)	
	料金表(単位:円(税抜))					料金表(単	位:円(税抜))		
口径	基本料金	メーター 使用料	基本水量	従量料金単価		□: 13n		基本料金 1,255円	<b>従量料金単価</b>
13mm	1,720円	96円	8m³			20n		1,830円	~5 m³・・・130円/m³
20mm	2,580円	191円	12 m³			25n		3,180円	6 m³~10 m³···160円/m³
25mm	3,225円	286円	15 m³	基本水量超~30㎡ ・・・210円/㎡		30n		4,650円	11㎡~20㎡・・・180円/㎡ 21㎡~30㎡・・・250円/㎡
30mm	4,300円	477円	20 m³	,		40n		8,440円	31㎡~40㎡···310円/㎡
40mm	4,300円	762円	20 m³	31m³~ ···280円/m³		50n		13,610円	41㎡~70㎡・・・340円/㎡
50mm	4,300円	953円	20 m³			75n		32,210円	71㎡~・・350円/㎡
75mm	4,300円	1,429円	20 m³						ト料金に組み込む。

## 【メーター口径20mmでの新旧料金比較】

1か月当たりの使用水量10㎡の水道料金(税抜)

現行	改定後
2,771円	3,280円 (+509円)

#### 1か月当たりの使用水量20㎡の水道料金(税抜)

現行	改定後
4,451円	5,080円 (+629円)

#### 令和3年度 剰余金処分案について

#### 1. 基本方針

- (1) 未処分利益剰余金のうち、当年度純利益(前年度からの繰越分も含む)は、全額を①~④の順に、積立金に積立てる。
  - ①(水道用水供給事業のみ)水道事業統合促進基金の財源とするため、有収水量に 0.3 円を乗じた額を水道事業統合促進積立金に積立てる。
  - ② (豊能及び千早赤阪水道事業のみ) 一般会計からの繰入額を限度として利益積立金に積立てる。
  - ③ 経営戦略 2020-2029 の期間のうち前半 5 年間の企業債の償還財源とするため、減債積立金に積立てる。
  - ④ 同期間の建設改良費の財源とするため、建設改良積立金に積立てる。
- (2) 未処分利益剰余金のうち、当年度に使用した減債積立金及び建設改良事業の財源とした建設改良積立金相当額(使用後未処分利益剰余金)については、全額資本金に組入れる。

#### 2. 令和3年度決算の処分方針

(1) 現在、令和 5 年度に向け経営戦略 2020 – 2029 の改定を行っているところであるため、<u>当年</u>度純利益(前年度からの繰越分も含む)は、原則として処分を行わず、経営戦略改定後に経営状況及び資金需要に応じた最適な利益の活用を図るよう各積立金に積立てることとする。

ただし、以下の事業については、各積立金に積立てる。

- ・水道用水供給事業・・・統合促進積立金を基本方針通り積立てる。
- ・藤井寺水道事業・・・統合前に積立金を積立てていなかったため、令和 4 年度の企業債の償還財源として必要な額を減債積立金に積立てる。
- ・岬水道事業・・・・令和 4 年度の企業債償還財源に令和 3 年度当年度純利益を活用する必要があるため、当年度純利益全額を減債積立金に積立てる。
- (2)使用後未処分利益剰余金の処分は、基本方針通り全額資本金に組み入れる。

## 1. 水道事業会計

#### 水道用水供給事業

	水道用水供給事業
未処分利益剰余金	10,324,696,434
処分額合計	5,785,528,550
水道事業統合促進積立金	152,901,974
資本金	5,632,626,576
繰越利益剰余金	4,539,167,884

#### 市町村域水道事業

	藤井寺水道事業	泉南水道事業	四條畷水道事業	大阪狭山水道事業
未処分利益剰余金	1,605,409,192	459,023,230	137,812,389	581,402,324
処分額合計	585,734,323	232,427,432	69,634,901	128,509,401
減債積立金	159,363,000	0	0	0
資本金	426,371,323	232,427,432	69,634,901	128,509,401
繰越利益剰余金	1,019,674,869	226,595,798	68,177,488	452,892,923

	阪南水道事業	豊能水道事業(※)	忠岡水道事業	熊取水道事業
未処分利益剰余金	233,787,043	I	85,794,304	138,397,654
処分額合計	189,157,689	ı	43,141,014	25,000,000
減債積立金	0	-	0	0
資本金	189,157,689	1	43,141,014	25,000,000
繰越利益剰余金	44,629,354	-	42,653,290	113,397,654

	田尻水道事業	岬水道事業	太子水道事業	河南水道事業
未処分利益剰余金	60,756,693	104,057,724	129,059,417	22,422,347
処分額合計	24,305,700	104,057,724	99,151,183	22,422,347
減債積立金	0	33,475,741	0	0
資本金	24,305,700	70,581,983	99,151,183	22,422,347
繰越利益剰余金	36,450,993	0	29,908,234	0

	千早赤阪水道事業	計(市町村域水道事業)
未処分利益剰余金	37,796,149	3,595,718,466
処分額合計	0	1,523,541,714
減債積立金	0	192,838,741
資本金	0	1,330,702,973
繰越利益剰余金	37,796,149	2,072,176,752

<sup>(※)</sup>豊能水道事業は未処理欠損金20,625,541円を計上しており、これについては同額の利益積立金を取り崩して補てんする。

#### 2. 工業用水道事業会計

	工業用水道事業	
未処分利益剰余金	4,031,782,249	
処分額合計	1,383,422,797	
資本金	1,383,422,797	
繰越利益剰余金	2,648,359,452	

資料1-4

# 令和4年度 大阪広域水道企業団 補正予算案の概要

水 道 事 業 会 計 〔市町村域水道事業〕

工業用水道事業会計

## 令和4年度 市町村域水道事業(千早赤阪水道事業) 補正予算案の概要

(単位:百万円、税込)

		R4現計	今回補正	補正後	主な補正理由等
un → AA	収入	231.6	_	231.6	
収益的	支出	217. 4	16. 7	234. 1	少雨による自己水の減少に伴う受水費等の増
次士品	収入	185. 3	_	185. 3	
資本的	支出	299. 0		299. 0	
単年度	<b>長損益</b>	5.8	△ 15.2	△ 9.4	* 単年度損益は消費税及び地方消費税を除いた収益的収支の差額

大阪広域水道企業団 Osaka Water Supply Authority

# 令和4年度 工業用水道事業 補正予算案の概要

## 【債務負担行為補正】 債務負担行為の追加 1件

事項	期間	限度額	主な補正理由等
非常用自家発電施設整備維持 令和4年度~ 事業(大庭) 令和21年度まで		_	
		92百万円	│DBM方式による発注に係る │ │維持管理費部分の追加
<b>予</b> 未(八座)	1711121 T/X & C	92百万円	作的日子食品力の足加

上段 R4現計中段 今回補正下段 補正後



資料1-5

# 令和3年度 大阪広域水道企業団 決算概要

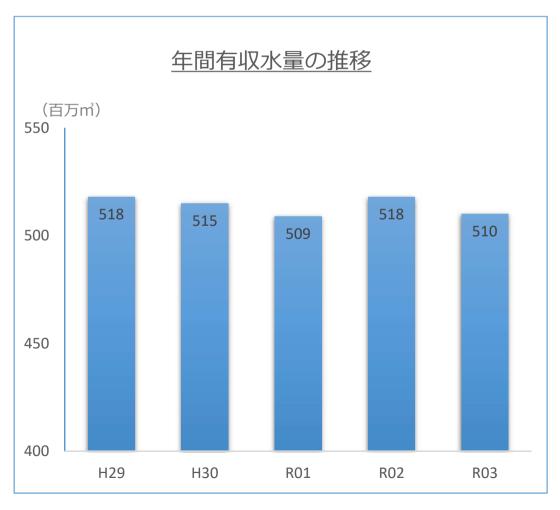
水 道 事 業 会 計 [水道用水供給事業] [市町村域水道事業]

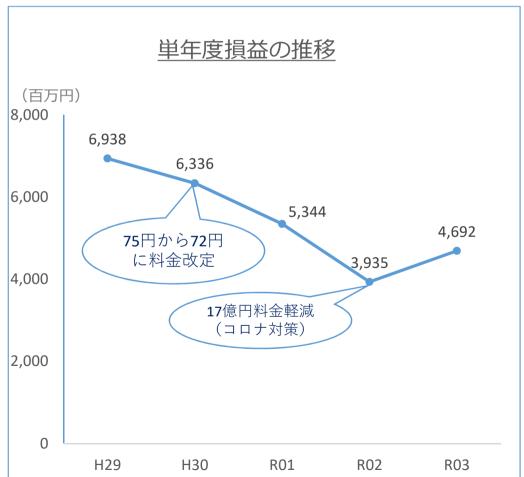
工業用水道事業会計



# 水道用水供給事業 主要指標の推移

## 年間有収水量は、510百万㎡(前年度比△1.6%)となりました。







## 水道用水供給事業 収益的収支

給水収益は、有収水量が減少しているものの、前年度は新型コロナウィルス感染症による影響を勘案した料金軽減を17億円実施していたことから、前年度と比べると11億円増加しました。

一方、費用は、維持管理費が前年度より5億円増加しました。

これらの結果、単年度利益は前年度に比べ8億円増加し、47億円となりました。

(単位:百万円、%)税抜

	R02	<b>R03</b> ②	増減 (②-①)	増減率 (②/①)
収益	39,537	39,340	△ 197	99.5
給水収益	35,575	36,696	1,121	103.2
長期前受金戻入	2,442	2,143	△ 299	87.8
その他収入	444	472	28	106.3
特別利益	1,076	29	△ 1,047	2.7
費用	35,602	34,648	△ 954	97.3
維持管理費	16,943	17,443	500	103.0
減価償却費等	15,722	15,569	△ 153	99.0
支払利息等	1,861	1,631	△ 230	87.6
 特別損失	1,076	5	△ 1,071	0.5
単年度損益	3,935	4,692	757	119.2



# 水道用水供給事業 資本的収支·貸借対照表·企業債残高

送水管布設工事や村野浄水場における浄水設備改良工事など83億円を執行しました。



## <u>貸借対照表</u>

(百万円)

固定資産	327,155	固定負債	98,922
)     次卦次产	22.050	) 流動負債	20,846
流動資産   	33,950	   繰延収益	46,546
		   資本 	194,791

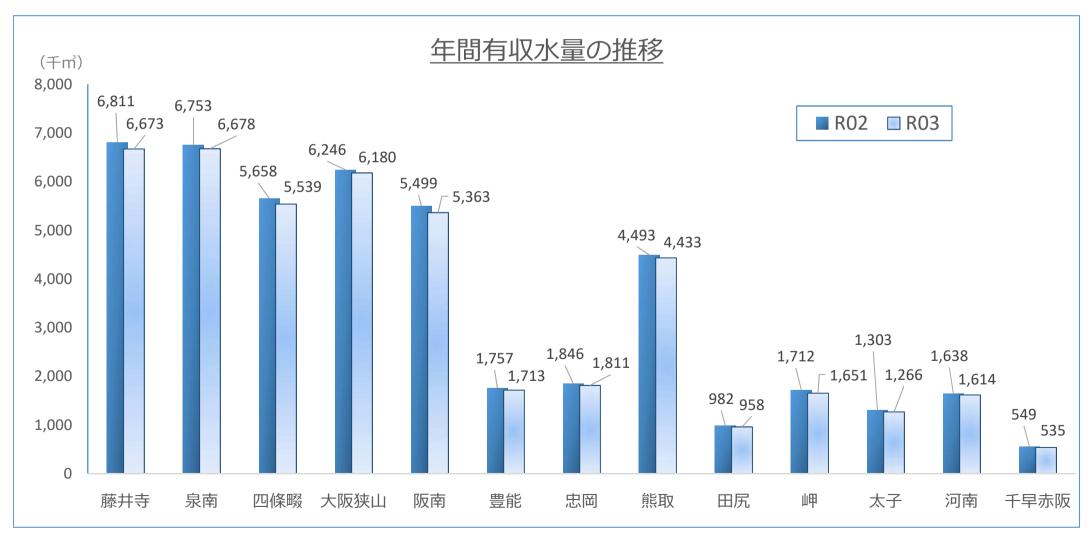


<sup>\*</sup> 収支の差額については、積立金等で補てん



# 市町村域水道事業 年間有収水量

年間有収水量は、全事業前年度より微減となりました。





# 市町村域水道事業 単年度損益

藤井寺水道事業は、令和2年10月に実施した料金改定により、単年度利益が増加しました。泉南水道事業は、固定資産除却費などの減少により、単年度利益が増加しました。豊能水道事業は、減価償却費等の増加により2千万円の単年度損失となりました。なお、大阪狭山水道事業、熊取水道事業及び河南水道事業は、前年度の赤字要因である企業団統合前の資産整理などに伴う費用が減少したため、収支が改善しました。

(単位:百万円)

事業	R02 (①)	R03 (②)	増減額 (②-①)
藤井寺	144	262	118
泉南	76	227	151
四條畷	70	68	△ 2
大阪狭山	△ 206	174	380
阪南	57	45	△ 12
豊能	12	△ 21	△ 33
忠岡	47	43	△ 4
熊取	△ 73	33	106
田尻	24	36	12
岬	71	33	△ 38
太子	18	30	12
河南	△ 77	△ 5	72
千早赤阪	37	38	1



# 藤井寺水道事業



収入 81百万円 (前年度比△80.7%) <b>国庫補助金等 6 その他収入 75 収支の差額 504</b> * 収支の差額は積立金等で補てん	百万円、税込)
<b>収支の差額 504</b> * 収支の差額は積立会等で補てん。	
* 収支の差額は積立金等で補てん	
建設改良費 410 企業債償還金 175	

固定資産	10,207	固定負債	2,868
│ │流動資産 │	1,860	流動負債	625
		繰延収益	3,317
		資本	5,257





# 泉南水道事業



<u>資本的収支</u> 収入 135百万円	(前年比+74.4%)	国庫補助金等 37 その他収入 34	(百万円、税込)
企業債 64		収支の差額 339	
支出 474百万円	(前年度比+25.6%)	*収支の差額は積立金等で補てん	マの仏主山
	建設改良費 240	企業債償還金 233	その他支出
			1

固定資産	9,768	固定負債	2,276
   流動資産 	2,056	   流動負債 	465
		   繰延収益 	4,521
		資本	4,562





## 四條畷水道事業



資本的収支		(百万円、税込)
収入 79百万円	(前年度比△83.5%) <b>国庫補助金等 23</b> その他収入 10	

企業債 46 収支の差額 246

\* 収支の差額は積立金等で補てん 支出 325百万円 (前年度比△58.3%)

建設改良費 129 企業債償還金 196

	<u> </u>	<u>」照表</u>	(百万円)
固定資産	6,543	   固定負債	2,283
   流動資産 	974	   流動負債 	431
		   繰延収益 	1,877
		   資本 	2,926

代准计叩士





# 大阪狭山水道事業



<u>資本的収支</u> (百万円、税込)

収入 84百万円 (前年度比△56.1%) **国庫補助金等 12** 

企業債 20 その他収入 52 収支の差額 199

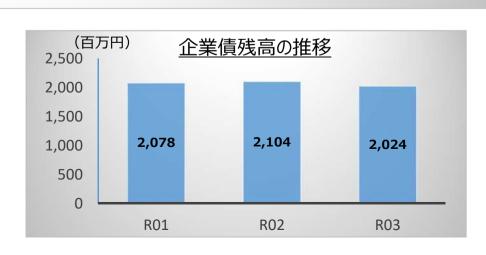
支出 283百万円 (前年度比△3.1%)

\*収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 183 企業債償還金 100

	<u> </u>	<u>」照表</u>	(百万円)
固定資産	6,677	   固定負債	2,167
) 流動資産	2,253	   流動負債 	402
		   繰延収益 	2,692
			3,669

代准计叩士





# 阪南水道事業



<u>資本的収支</u>	国庫補助金等 20	(百万円、税込)
収入 82百万円 (前年度+24.7%)	その他収入 12	
企業債 50	収支の差額 224	
支出 306百万円(前年度比△6.4%)	*収支の差額は積立金等で補てん	
建設改良費 153	企業債償還金 151	その他支出 2

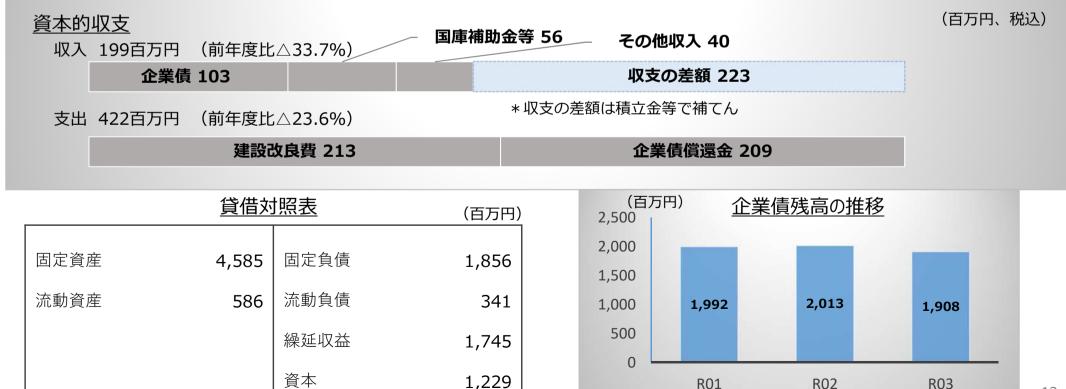
	(百万円)		
固定資産	8,634	固定負債	2,151
) 「流動資産	768	   流動負債 	287
		   繰延収益 	2,131
		資本	4,833





## 豊能水道事業







# 忠岡水道事業



<u>資本的収支</u>	、 国庫補助会	<b>&amp;</b>	7 <b>0 W</b> W 1 0		(百万円、税込)
収入 37百万円 (前年度比+10.1%)			- その他収入 0		
企業債 22			収支の差額 46		
支出 83百万円 (前年度比+0.8%)		*収支の熱	差額は積立金等で補てん		
	建設改良費 65	5		企業債償還金 18	

固定資産	823	固定負債	386
   流動資産	459	   流動負債 	119
		   繰延収益 	121
		資本	656





## 熊取水道事業

<u>資本的収支</u> (百万円、税込)

収入 286百万円 (前年度比△1.3%)

」 国庫補助金等 55

企業債 122

その他収入 109

収支の差額 254

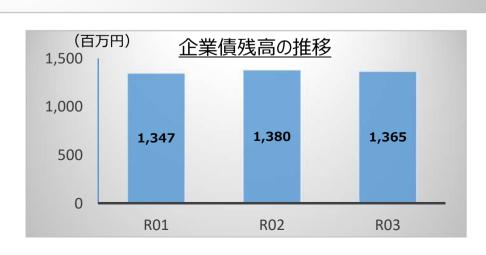
支出 540百万円 (前年度比+17.6%)

\* 収支の差額は積立金等で補てん

建設改良費 403

企業債償還金 137

		(百万円)	
固定資産	7,976	固定負債	1,308
) 一流動資産	727	   流動負債 	453
		   繰延収益 	3,861
			3,081



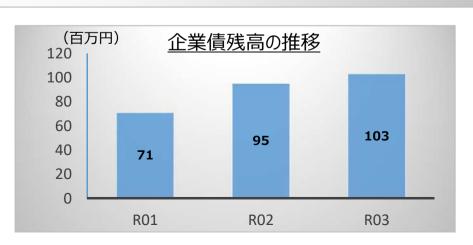


# 田尻水道事業

収益的収支<br/>収益 253百万円 (前年度比+4.9%)長期前受金戻入 46その他収入 40費用 217百万円 (前年度比△0.4%)支払利息等 1横持管理費 156減価償却費等 60利益 36

資本的収支
 収入 20百万円 (前年度比△42.4%)
 企業債 14
 支出 48百万円 (前年度+5.4%)
 建設改良費 42
 (百万円、税込)
 収支の差額 28
 \*収支の差額は積立金等で補てん
 企業債償還金 6

		(百万円)	
   固定資産 	1,292	固定負債	152
) 流動資産	498	流動負債	82
		繰延収益	921
		資本	635



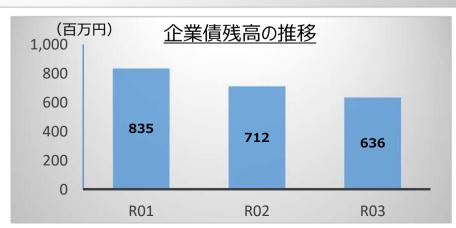


# 岬水道事業



<u>資本的収支</u> 収入 104百万円 (前年度比+159.8%)	国庫補助金等 34 その他収入 3	(百万円、税込)
企業債 67	収支の差額 178	
支出 282百万円(前年度比+21.4%)	* 収支の差額は積立金等で補てん	
建設改良費 119	企業債償還金 143	その他支出
		20

	貸借対	<u> 照表</u>	(百万円)
固定資産	2,722	固定負債	644
│ │流動資産	195	   流動負債 	280
		   繰延収益 	851
		   資本 	1,142





# 太子水道事業

収益的収支 収益 263百万円 (前年度比+0.1%) 長期前受金戻入 24 料金収入 198 その他収入 41 費用 233百万円 (前年度比△4.6%) 支払利息等 4 特別利益 0 維持管理費 132 減価償却費等 97 利益 30 特別損失 0

<u>資本的収支</u> (百万円、税込)

収入 17百万円 (前年度比△69.4%)

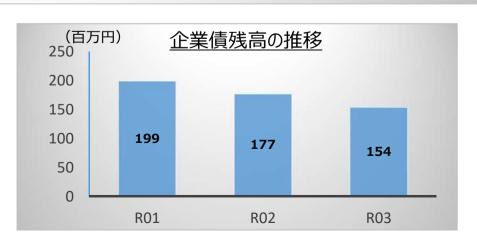
国庫補助金等 17 収支の差額 105

支出 122百万円 (前年度比△43.9%)

建設改良費 99

企業債償還金 23

	貸借対	<u> 照表</u>	(百万円)
固定資産	2,239	固定負債	139
) 流動資産	871	   流動負債 	90
		   繰延収益	581
		資本	2,300





# 河南水道事業

収益的収支<br/>収益 377百万円 (前年度比△23.0%)長期前受金戻入 59<br/>その他収入 50<br/>損失 6費用 383百万円 (前年度比△32.5%)支払利息等 8費用 383百万円 (前年度比△32.5%)支払利息等 8

<u>資本的収支</u> **国庫補助金等 2** (百万円、税込)

収入 2百万円 (前年度比+783.2%)

その他収入 0

## 収支の差額 64

\* 収支の差額は積立金等で補てん

支出 66百万円(前年度比△9.6%)

建設改良費 40 企業債償還金 26

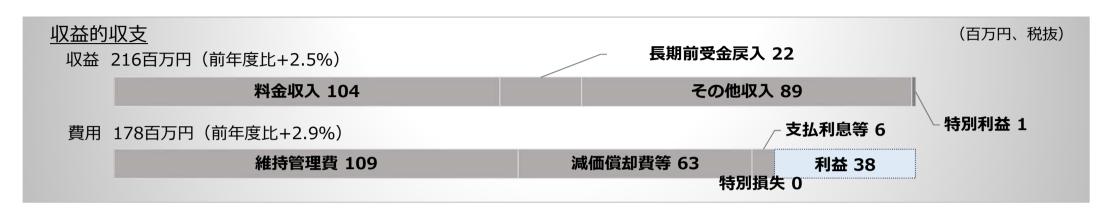
	<u> </u>	<u> </u>	(百万円)
固定資産	3,378	固定負債	406
)  流動資産	996	   流動負債 	73
		   繰延収益 	1,348
		資本	2,547

代 / + + + 1 1 7 = +



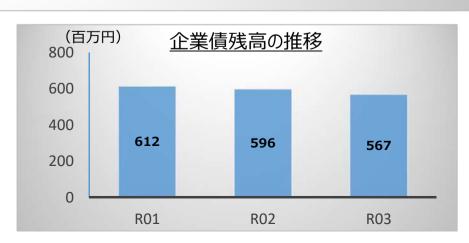


# 千早赤阪水道事業



資本的収支		(百万円、税込)
収入 24百万円 (前年度比△49.8%)	国庫補助金等 7	
企業債 7 その他収入 10	収支の差額 58	
支出 82百万円(前年度比△21.8%)	* 収支の差額は積立金等で補てん	
建設改良費 47	企業債償還金 35	

		(百万円)	
固定資産	1,778	固定負債	545
│ │流動資産	168	   流動負債 	67
		   繰延収益 	618
		資本	716

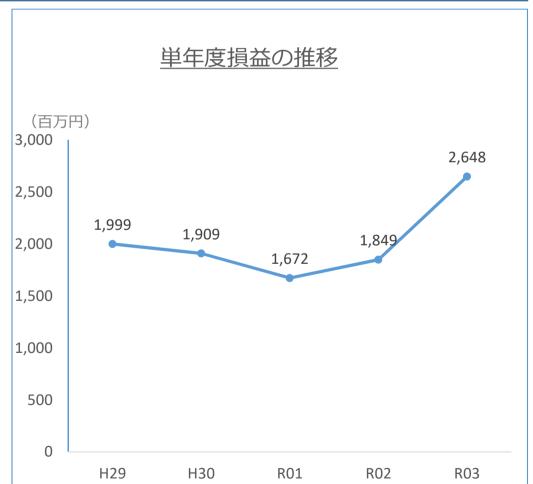




# 工業用水道事業 主要指標の推移

年間有収水量は、162百万㎡(前年度比5.1%減)、年度末の受水事業所数は、413社(前年度比4社減)となりました。







## 工業用水道事業 収益的収支

収益は、給水収益が令和3年1月に実施した料金値下げ及び令和3年10月に実施した基本使用水量(契約水量)の減量の影響などにより前年度より6億円減少した一方、特別利益16億円を計上しました。特別利益の主なものは、基本使用水量(契約水量)の減量に伴う減量廃止負担金です。

費用は、ほぼ前年度並みとなりました。

これらの結果、単年度利益は前年度より8億円増加し、26億円となりました。

(単位:百万円、%)税抜

	R02	<b>R03</b> ②	増減 (②-①)	増減率 (②/①)
収益	7,557	8,419	862	111.4
給水収益	6,546	5,964	△ 582	91.1
長期前受金戻入	558	560	2	100.4
その他収入	313	286	△ 27	91.4
特別利益	140	1,609	1,469	1,149.3
費用	5,708	5,771	63	101.1
維持管理費	3,100	3,046	△ 54	98.3
減価償却費等	2,350	2,461	111	104.7
支払利息等	258	253	△ 5	98.1
特別損失	_	11	皆増	皆増
単年度損益	1,849	2,648	799	143.2



# 工業用水道事業 資本的収支·貸借対照表·企業債残高

大庭浄水場における施設改良工事やバイパス配水管の布設工事など60億円を執行しました。



	<u>貸借対</u>	<u> 照表</u> 	(百万円)
固定資産	61,751	固定負債	19,754
     流動資産	27 727	流動負債	7,122
川川野貝性	27,737	   繰延収益 	10,124
		   資本 	52,488



<sup>\*</sup> 収支の差額については、積立金等で補てん

資料1-6

## 令和4年

# 第3回大阪広域水道企業団議会 (11月定例会)

## 提出議案

(第1号議案~第6号議案) (第1号報告~第4号報告)

# 目 次

第	1	号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・ 1
第	2	号議案	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・
第	3	号議案	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・ 6
第	4	号議案	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件・・・・・ 7
第	5	号議案	令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・ 別冊
第	6	号議案	令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・・ 別冊
第	1	号報告	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・ 8
<b>&gt;1</b> 9	_	3 1N II	TO THE STATE OF TH
第	2	号報告	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・・・ 9
第	3	号報告	令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・ 1
第	4	号報告	賃権放棄報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 第1号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例(平成29年大阪広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(給水区域)

(給水装置工事の施行)

第11条 給水装置工事は、企業長又は企業 長が法第16条の2第1項の指定をした者 (以下「指定給水装置工事事業者」とい う。)が施行する。

2 · 3 (略)

別表第1 (第26条関係)

(給水区域)

第3条 水道事業の給水区域は、大阪に大域 水道企業 (平成23年第2 (平成23年第2 (平成23年第2 を (平成23年第1 号 (平成2 ) 第3条第2 (平成2 ) 第3条第2 (平成2 ) 第3条第2 (平成2 ) 第4 (平成2 ) 第4 (平成2 ) 第5 (平成2 ) 第5

(給水装置工事の施行)

第11条 給水装置工事は、企業長又は企業 長が<u>市町村域水道事業の各事業ごとに</u>法 第16条の2第1項の指定をした者(以下 「指定給水装置工事事業者」という。) が施行する。

2 • 3 (略)

別表第1 (第26条関係)

 $1 \sim 5$  (略)

6 豊能水道事業

<u>メーター</u>	基本料金	従量	料金	(水量 )	立方	メート	ルにつ	き)_
<u>の口径</u>								
<u>13ミリメ</u>	1,255円	1立	6 立	11立	21立	31立	41立	71立
ートル		方メ						
<u>20ミリメ</u>	1,830円	<u>ート</u>	<u>ート</u>	<u>ート</u>	ート	<u>ート</u>	<u>ート</u>	<u>ート</u>
ートル		ル以						
25ミリメ	3, 180円	上5	上10	上20	上30	上40	上70	<u>上</u>
ートル		<u>立方</u>	<u>立方</u>	<u>立方</u>	<u>立方</u>	<u>立方</u>	立方	350円
30ミリメ	4,650円	メー	<u>メー</u>	<u>メー</u>	<u>メー</u>	メー	<u>メー</u>	
ートル		トル	トル	トル	トル	トル	トル	
40ミリメ	8,440円	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
ートル		130円	160円	180円	250円	310円	340円	
50ミリメ	13,610円							
ートル								
<u>75ミリメ</u>	32,210円							
ートル								

 $7 \sim 13$  (略)

別表第3 (第36条関係)

 $1 \sim 5$  (略)

- 6 豊能水道事業
  - (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光 風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高 山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	

 $1 \sim 5$  (略)

6 豊能水道事業

用途	メーター	基本料	従量	料金(	水量1	立方	メート	ルにつ	oき)
	の口径	<u>金</u>							
一般	20ミリメ	1, 180	1立	11立	21立	31立	41立	71立	101
<u>用</u>	ートル以	<u>円</u>	<u>方メ</u>	<u>方メ</u>	<u>方メ</u>	<u>方メ</u>	<u>方メ</u>	<u> 方メ</u>	<u>立方</u>
	<u>下</u>		<u> </u>	<u>ート</u>	<u>ート</u>	<u>—                                    </u>	<u>ート</u>	<u>ート</u>	<u>メー</u>
	25ミリメ	1,840	<u>ル以</u>	<u>ル以</u>	<u>ル以</u>	<u>ル以</u>	<u>ル以</u>	ル以	トル
	ートル	<u>円</u>		上20	上30	上40	<u>上70</u>	<u>上</u>	以上
	30ミリメ	2,620		<u>立方</u>	<u>立方</u>	立方	<u>立方</u>	100	<u>534</u>
	ートル	<u>円</u>	<u>メー</u>	<u>メー</u>	<u>メー</u>	<u>メー</u>	<u>メー</u>	<u>立方</u>	<u>円</u>
	<u>40ミリメ</u>	4,720		トル	トル	トル	トル	<u>メー</u>	
	ートル	円	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	トル	
	50ミリメ	7, 360		<u>184</u>	<u>234</u>	<u>294</u>	<u>364</u>	まで	
	ートル	円	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	444	
	<u>75ミリメ</u>	16,520						<u>円</u>	
	ートル以	<u>円</u>							
	<u>上</u>								
<u>公共</u>	一般用の	1.5倍の							
<u>用</u>	額								
臨時	一般用の	とおり							824円
<u>用</u>									

 $7 \sim 13$  (略)

別表第3 (第36条関係)

 $1 \sim 5$  (略)

- 6 豊能水道事業
- (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光 風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額			
	新設	(略)		
(略)	(略)	(略)		
100ミリメートル	企業長が定める額			
<u>以上</u>				

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高 山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	
100ミリメートル	企業長が定める額		
以上			

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	
100ミリメートル	企業長が定める額		
<u>以上</u>			

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	

 $7 \sim 13$  (略)

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額		
	新設	(略)	
(略)	(略)	(略)	
100ミリメートル	企業長が定める額		
<u>以上</u>			

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額			
	新設	(略)		
(略)	(略)	(略)		
100ミリメートル	企業長が定める額			
<u>以上</u>				

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金	額
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル	企業長が定める額	
以上		

 $7 \sim 13$  (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若 しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金(この条例の施行の日前か ら継続して給水をしている場合に限る。)は、この条例による改正後 の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

#### 第2号議案

大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例を次のように定 める。

令和 年 月 日提出

> 大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英 機

大阪広域水道企業団条例第

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団公告式条例(平成22年大阪広域水道企業団条例第 1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に 下線で示すように改正する。

改正後

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22 年法律第67号) 第16条第4項及び第5項 の規定に基づき、大阪広域水道企業団 (以下「企業団」という。) の公告式に

関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

#### 第2条 (略)

(趣旨)

2 条例は、企業団公報に登載して公布す るものとする。ただし、天災その他やむ を得ない事情で企業団公報に登載するこ とができないときは、企業団の掲示場に 掲示してその登載に代えることができ る。

(規則の公布)

- 第3条 規則を公布しようとするときは 公布の旨の前文、年月日及び企業長名を 記入しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規則に れを準用する。

改正前

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22 年法律第67号) 第16条の規定に基づき、 大阪広域水道企業団(以下「企業団」と いう。) の公告式に関し必要な事項を定 めるものとする。

(条例の公布)

#### 第2条 (略)

2 条例は、企業団公報に登載して公布す るものとする。ただし、天災その他やむ を得ない事情で企業団公報に登載するこ とができないときは、企業団の掲示場に 掲示してその登載に<u>かえる</u>ことができ る。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用 する。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、企業長の定める 規程で公表を要するものを公表しようと するときは、公布若しくは公表の旨の前 文、年月日及び企業長名を<u>記入しなけれ</u> ばならない。
- 2 (略)

(その他の規則及び規程の公表)

- 第 5 条 第 3 条 の規定は、企業団の機関の 定める規則で公表を要するものにこれを 準用する。この場合において、同条第 1 項中「企業長名」とあるのは「<u>当該機関</u> 名又は当該機関を<u>代表する者の名</u>」と読 み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、企業団の機関の定める 規程で公表を要するものにこれを準用す る。この場合において、同条第1項中 「企業長名」とあるのは「当該機関名又 は当該機関を代表する者の名」と読み替 えるものとする。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、企業長の定める 規程で公表を要するものを公表しようと するときは、公布若しくは公表の旨の前 文、年月日及び企業長名を<u>記入して、企</u> 業長印を押さなければならない。
- 2 (略)

(その他の規則及び規程の公表)

- 第5条 第2条の規定は、企業団の機関の 定める規則で公表を要するものにこれを 準用する。この場合において、同条第1 項中「企業長」とあるのは「当該機関又 は当該機関を代表する者」と読み替える ものとする。
- 2 前条の規定は、企業団の機関の定める 規程で公表を要するものにこれを準用す る。この場合において、同条第1項中 「企業長名」とあるのは「当該機関名又 は当該機関を代表する者の名」と、「企 業長印」とあるのは「当該機関印又は当 該機関を代表する者の印」と読み替える ものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪広域水道企業団公告 式条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後に公布 又は公表する規則又は規程について適用する。

### 第3号議案

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の 件

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議 会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

令和3年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書 (単位 円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当:	年度末残高	178, 406, 866, 381	4, 203, 498, 026	10, 324, 696, 434
議	会の議決による処分額	5, 632, 626, 576	0	$\triangle$ 5, 785, 528, 550
	水道事業統合促進積立金への積立	0	0	△ 152, 901, 974
	資本金への組入	5, 632, 626, 576	0	$\triangle$ 5, 632, 626, 576
bП	分後残高	184,039,492,957	4,203,498,026	(繰越利益剰余金)
,	カ 区 7X 旧	104, 000, 402, 901	4,200,400,020	4,539,167,884

# 令和3年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書 (単位 円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当	年度末残高	22, 299, 741, 191	4,877,058,291	3, 595, 718, 466
議会の議決による処分額		1, 330, 702, 973	0	△ 1,523,541,714
	減債積立金への積立	0	0	△ 192,838,741
	資本金への組入	1, 330, 702, 973	0	△ 1,330,702,973
hП	分後残高	23,630,444,164	4 977 059 201	(繰越利益剰余金)
X.	刀 饭 次 同	23, 030, 444, 104	4, 877, 038, 291	2,072,176,752

### 第4号議案

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金 処分の件

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分計算書 (単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	46, 494, 646, 354	658, 706, 607	4,031,782,249
議会の議決による処分額	1, 383, 422, 797	0	△ 1,383,422,797
資本金への組入	1, 383, 422, 797	0	△ 1,383,422,797
加入忽珠古	47 979 060 151	659 706 607	(繰越利益剰余金)
処分後残高	47, 878, 069, 151	658, 706, 607	2,648,359,452

### 第1号報告

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第30条第4項の規定により、 令和3年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

### 第2号報告

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

### 第3号報告

令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第 22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を監査 委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

#### 1 資金不足比率

会 計 名	数 値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	_	2.0
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	_	20

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」ともに資金不足額がないため、「一」と表記している。

2 監査委員の意見 別紙のとおり

### 第4号報告

### 債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例(平成29年大阪広域水道企業団条例第1号)第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金及びメーター	条例第14条第1項第1号	35件	86,509円
使用料	(破産免責)		
	条例第14条第1項第2号	1,325件	2,149,917円
	(時効期間満了)		
	条例第14条第1項第5号	157件	324,080円
	(徴収停止後期間経過)		
水道施設等破損に係る	条例第14条第1項第5号	2件	56,254円
損害賠償金	(徵収停止後期間経過)		
合計		1,519件	2,616,760円

第5号議案

第6号議案

# 令和4年度

大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算

# 第5号議案

令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

### 令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件 第1章 市町村域水道事業

(総 則)

第 1 条 令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

連結

	支	出		
(科 目)	(既決予算	草額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 費 用	10, 436, 403	3千円	16,684千円	10,453,087千円
第1項 営 業 費 用	9, 923, 409	9千円	16,684千円	9,940,093千円
[千早赤阪水道事業]	支	出		
(科 目)	(既決予算	草額)	(補正予算額)	(計)
第 1 款 千早赤阪水道事業費用	217, 39	7千円	16,684千円	234,081千円
第 1 項 営 業 費 用	210, 379	9千円	16,684千円	227,063千円

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

# 令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算説明書目次 第 1 章 市町村域水道事業

							頁
補	正	予 第	<b>主</b> 実	施	計	画	4
<b>ヹ</b> . =	<b>ラ</b> キュ	37	. –	7 H .	31. 竺	[書	E
1, 1	E+1	アツン、	ユ・ ノ	ш	* 訂 昇		Э
予	定	貸	借	対	照	表	7

### 令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

# 市町村域水道事業 収益的収入及び支出

### 連 結

支 出

款	項		予	定額	(千円)	備	考
494		H	既 決	補正	計	VHI **	7
1水道事業費用			10, 436, 403	16, 684	10, 453, 087		
	1 営 業 費 用		9, 923, 409	16, 684	9, 940, 093		
		1原水及び浄水費	3, 954, 120	12, 300	3, 966, 420		
		2配水及び給水費	1, 555, 983	4, 384	1, 560, 367		

### [千 早 赤 阪 水 道 事 業]

支出

款	項	目	予 既決	<u>定 額</u> 補 正	(千円) 計	備考
1 千 早 赤 阪 1 水 道 事 業 費 用			217, 397	16, 684	234, 081	
	1 営 業 費 用		210, 379	16, 684	227, 063	
		1原水及び浄水費	41, 018	12, 300	53, 318	
		2配水及び給水費	48, 622	4, 384	53, 006	

# 令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

**連 結** (単位:千円)

		(半位・1万
_	We share still a second	
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	253, 215
	減価償却費	2, 728, 332
	資産減耗費	69, 281
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	7, 872
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 23,806
	賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 28, 479
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 4, 043
	長期前受金戻入	$\triangle$ 1, 157, 258
	受取利息	△ 60
	支払利息	225, 637
	小計	2, 070, 691
	利息の受取額	60
	利息の支払額	△ 225, 637
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1, 845, 114
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,041,711
	有形固定資産の売却による収入	1
	国庫補助金等による収入	788, 730
	他団体からの負担金による収入	17, 683
	工事負担金による収入	328, 022
	共同施設工事負担金による収入	211, 146
	その他の増減額	68, 688
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3, 627, 441
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	2, 376, 800
	企業債の償還による支出	$\triangle$ 1, 426, 829
	その他の他団体貸付金の返済による収入	7, 080
	その他の他団体借入金の返済による支出	△ 20,000
	リース債務の返済による支出	△ 648
	他団体からの出資による収入	195, 980
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1, 132, 383
IV	資金増加額(又は減少額)	△ 649, 944
V	資金期首残高	10, 258, 060
		,, ~~~

## 令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

(単位:千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	$\triangle$ 9, 415
	減価償却費	61, 925
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 423
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,002
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 198
	長期前受金戻入	△ 22,696
	支払利息	5, 818
	小計	34, 009
	利息の支払額	△ 5,818
	業務活動によるキャッシュ・フロー	28, 191
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 235, 897
	有形固定資産の売却による収入	1
	国庫補助金等による収入	38, 861
	他団体からの負担金による収入	3, 570
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 193, 465
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	98, 100
	企業債の償還による支出	△ 39,821
	他団体からの出資による収入	44, 741
	財務活動によるキャッシュ・フロー	103, 020
IV	資金増加額(又は減少額)	△ 62, 254
V	資金期首残高	143, 697
VI	資金期末残高	81, 443

# 令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

# 連結

科    目	金額	科目	金額
(	千円	(	千円
(資産の部)	81, 051, 452	(負債の部)	47, 767, 904
固 定 資 産	70, 064, 109	固定負債	18, 873, 072
有 形 固 定 資 産	69, 074, 943	企業債	17, 398, 367
土地	5, 633, 013	長期リース債務	3, 073
その他有形固定資産	63, 441, 930	引 当 金	1, 063, 404
無形固定資産	893, 212	退職給付引当金	930, 882
ダ ム 使 用 権	201, 594	修繕引当金	132, 522
施 設 利 用 権	685, 028	その他長期借入金	100, 000
ソフトウェア	5, 710	共同施設工事負担金	308, 228
その他無形固定資産	880	流動負債	3, 969, 110
投資その他の資産	95, 954	一年内償還予定企業債	1, 405, 407
破 産 更 生 債 権 等	1, 568	他 団 体 借 入 金	20,000
貸 倒 引 当 金	△ 1,568	短期リース債務	1, 063
長期貸付金	95, 880	未 払 金	1, 637, 168
その他資産	74	引 当 金	284, 215
流動資産	10, 987, 343	賞 与 引 当 金	95, 707
現金・預金	9, 608, 116	法 定 福 利 費 引 当 金	19, 182
未 収 金	1, 282, 526	修 繕 引 当 金	147, 694
貸 倒 引 当 金	△ 86, 177	その他引当金	21, 632
貯 蔵 品	71, 737	その他流動負債	621, 257
その他流動資産	111, 141	繰 延 収 益	24, 925, 722
		長期 前 受 金	22, 902, 754
		建設仮勘定長期前受金	2, 022, 968
		( 資 本 の 部 )	33, 283, 548
		資 本 金	22, 149, 827
		自 己 資 本 金	22, 149, 827
		剰 余 金	11, 133, 721
		資 本 剰 余 金	5, 441, 902
		利益剰余金	5, 691, 819
資 産 合 計	81, 051, 452	負 債・資本合計	81, 051, 452

## 令和4年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

科	目	金額	科 目	金額
( the str. o	÷r \	千円		千円
( 資 産 の 固 定 資	部 ) 産	2, 058, 628	( 負 債 の 部 ) 固 定 負 債	1, 307, 639
		1, 953, 313		603, 181
有 形 固 定	資 産	1, 953, 313	企業債	585, 522
土	地	103, 350	引 当 金	17, 659
その他有形固	一定 資 産	1, 849, 963	退職給付引当金	17, 659
流動資	産	105, 315	流 動 負 債	66, 802
現 金 •	預 金	81, 443	一年内償還予定企業債	39, 610
未収	金	30, 325	未 払 金	16, 289
貸 倒 引	当 金	△ 6,552	引 当 金	3, 878
貯蔵	品	99	賞 与 引 当 金	3, 238
			法 定 福 利 費 引 当 金	640
			その他流動負債	7, 025
			繰 延 収 益	637, 656
			長 期 前 受 金	529, 438
			建設仮勘定長期前受金	108, 218
			( 資 本 の 部 )	750, 989
			資 本 金	517, 292
			自 己 資 本 金	517, 292
			剰 余 金	233, 697
			資 本 剰 余 金	167, 833
			利 益 剰 余 金	65, 864
資 産 合	計	2, 058, 628	負 債 ・ 資 本 合 計	2, 058, 628

#### 注 記 表(市町村域水道事業)

#### I. 重要な会計方針

- 1 資産の評価基準及び評価方法
  - (1)有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的債券 償却原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定額法(ただし、量水器については定額法又は取替法)
  - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く。) 定額法
  - (3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- 3 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、 当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4)貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証 金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の 合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

- 4 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- Ⅱ. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連 重要な非資金取引はない。

#### Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

1 有形固定資産に対する減価償却累計額 70,020,895 千円

(藤井寺水道事業 8, 273, 259 千円、泉南水道事業 11, 224, 009 千円、四條畷水道事業 7, 396, 948 千円、大阪狭山水道事業 7, 124, 663 千円、阪南水道事業 8, 594, 301 千円、豊能水道事業 6, 466, 694 千円、忠岡水道事業 1, 462, 743 千円、熊取水道事業 5, 747, 670 千円、田尻水道事業 1, 694, 735 千円、岬水道事業 4, 630, 238 千円、太子水道事業 2, 844, 191 千円、河南水道事業 3, 011, 960 千円、千早赤阪水道事業 1, 549, 484 千円)

2 長期前受金に対する収益化累計額 33,564,242 千円

(藤井寺水道事業 3, 113, 356 千円、泉南水道事業 6, 113, 771 千円、四條畷水道事業 3, 250, 669 千円、大阪狭山水道事業 3, 929, 046 千円、阪南水道事業 3, 816, 395 千円、豊能水道事業 4, 972, 464 千円、忠岡水道事業 82, 319 千円、熊取水道事業 3, 508, 140 千円、田尻水道事業 1, 173, 953 千円、岬水道事業 1, 269, 741 千円、太子水道事業 530, 081 千円、河南水道事業 1, 346, 678 千円、千早赤阪水道事業 457, 629 千円)

#### Ⅳ. セグメント情報の開示

市町村域ごとに区分して経理していることから、セグメント情報の記載を省略している。

#### V. 減損損失関連

該当なし

#### VI. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額 連 結

1年内 20,056 千円 (19,102 千円)

1年超 22,627 千円 (22,627 千円)

計 42,683 千円 (41,729 千円)

#### [藤井寺水道事業]

1年内3,774 千円(3,774 千円)1年超1,374 千円(1,374 千円)計5,148 千円(5,148 千円)

#### [泉南水道事業]

1年内 941 千円 ( 941 千円) 1年超 1,497 千円 ( 1,497 千円) 計 2,438 千円 ( 2,438 千円)

#### [四條畷水道事業]

1年内 1,110千円 (1,110千円) 1年超 1,993千円 (1,993千円) 計 3,103千円 (3,103千円)

#### [大阪狭山水道事業]

1年内 3,520千円 (3,520千円) 1年超 6,859千円 (6,859千円) 計 10,379千円 (10,379千円)

#### [阪南水道事業]

1年内 752 千円 (752 千円) 1年超 1,085 千円 (1,085 千円) 計 1,837 千円 (1,837 千円)

#### [豊能水道事業]

1年内 1,547 千円 (593 千円) 1年超 1,178 千円 (1,178 千円) 計 2,725 千円 (1,771 千円)

#### [忠岡水道事業]

1年内 2,471 千円 (2,471 千円) 1年超 869 千円 (869 千円) 計 3,340 千円 (3,340 千円)

#### [熊取水道事業]

 1年内
 105 千円 ( 105 千円)

 1年超
 312 千円 ( 312 千円)

 計
 417 千円 ( 417 千円)

#### [田尻水道事業]

 1年内
 227 千円 ( 227 千円)

 1年超
 457 千円 ( 457 千円)

 計
 684 千円 ( 684 千円)

#### [岬水道事業]

1年内349 千円(349 千円)1年超603 千円(603 千円)計952 千円(952 千円)

#### [太子水道事業]

 1年内
 378 千円 ( 378 千円)

 1年超
 805 千円 ( 805 千円)

 計
 1,183 千円 ( 1,183 千円)

#### [河南水道事業]

1年内 4,677 千円 (4,677 千円) 1年超 5,173 千円 (5,173 千円) 計 9,850 千円 (9,850 千円)

#### [千早赤阪水道事業]

 1年内
 206 千円 ( 206 千円)

 1年超
 421 千円 ( 421 千円)

 計
 627 千円 ( 627 千円)

- ※() 内は長期継続契約(地方自治法第234条の3)によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料
- 3 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額 連 結

1 年内 1,063 千円 (1,063 千円) 1 年超 3,073 千円 (3,073 千円) 計 4,136 千円 (4,136 千円)

#### [豊能水道事業]

1年内 1,063 千円 (1,063 千円) 1年超 3,073 千円 (3,073 千円) 計 4,136 千円 (4,136 千円)

※() 内は長期継続契約(地方自治法第234条の3)によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

#### VII. その他の注記

#### 1 修繕引当金の経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

#### 2 引当金の取崩し

#### (1) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職手当として24,999千円(藤井寺水道事業3,461千円、泉南水道事業3,615千円、四條畷水道事業3,077千円、大阪狭山水道事業3,115千円、阪南水道事業3,192千円、豊能水道事業1,115千円、忠岡水道事業1,000千円、熊取水道事業2,500千円、田尻水道事業615千円、岬水道事業1,231千円、太子水道事業731千円、河南水道事業923千円、千早赤阪水道事業423千円)を支給するため、退職給付引当金を同額取り崩す。

### (2) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として 99,046 千円 (藤井寺水道事業 12,230 千円、泉南水道事業 14,576 千円、四條畷水道事業 13,670 千円、大阪狭山水道事業 8,539 千円、阪南水道事業 12,832 千円、豊能水道事業 6,560 千円、忠岡水道事業 3,542 千円、熊取水道事業 9,409 千円、田尻水道事業 3,199 千円、岬水道事業 2,851 千円、太子水道事業 4,398 千円、河南水道事業 3,728 千円、千早赤阪水道事業 3,512 千円)を支給するため、賞与引当金を同額取り崩す。

#### (3) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として18,288千円(藤井寺 水道事業2,594千円、泉南水道事業2,869千円、四條畷水道事業2,837千円、大阪狭山水道 事業1,717千円、阪南水道事業2,530千円、豊能水道事業1,297千円、忠岡水道事業695千 円、熊取水道事業263千円、田尻水道事業632千円、岬水道事業560千円、太子水道事業871 千円、河南水道事業729千円、千早赤阪水道事業694千円)を支出するため、法定福利費引 当金を同額取り崩す。 第6号議案

令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

### 令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第 1 条 令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

#### (債務負担行為)

第 2 条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事項		補 コ				Ž	補 ፲	E		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
非常用自家発電施設整備維持事業(大庭)	_				千円		年度から 年度まで		91, 432	千円

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団企業長 永 藤 英 機

### 令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
債務負担行為に関する調書	 16

### 債務負担行為に関する調書(工業用水道事業)

事	項	限	度額	前均支払		末 ま 発 生 !	で の 見込額	当 支 払	该 年 3 義 務	度 以発生	降 の 予定額	左	Ø	財	i	原	内	訳
7			反 帜	期	間	金	額	期	間	金	額	国 支	出 金	企	業	債	そ	の他
	発電施設 (大庭)		千円				千円	令和	4年度		千円		千円		Ŧ	-円		千円
非常用自家整備維持事		用 自 家 発 電 施 設 維持事業 (大庭)		91, 432		_	_			5		91, 432		0			0	
正加州	A () () () () ()							令和2	21年度									